

法律相談を受けられる方へ

法律相談を受けられる方は、以下の内容をご理解いただいたうえで相談を受けてください。

- 1 この法律相談は、法律的な問題、紛争について、弁護士に考え方、解決方法等のアドバイスを受けるものです。以下の各号のいずれかに該当するものについては、相談できません。
 - (1) 具体的な問題、紛争がないのに、学問的な興味等で相談すること
 - (2) 他人の問題について相談すること
 - (3) 法律的な問題でない事項について相談すること

* 本人が来られない場合に、近親者の方が代理で相談される場合は、内容が不十分、不完全になる場合がありますのでご了承ください。
- 2 弁護士の職務の性質上、以下の各号のいずれかに該当する場合は、相談担当弁護士による相談を受けることができません。
 - (1) 相談担当弁護士が既に受任又は相談を受けている事件の相手方当事者又は代理人からの相談
 - (2) その他、弁護士職務基本規程に照らして、相談担当弁護士が受けるのが不相当である相談
- 3 皆様に平等、公平に相談を受けていただくため、相談時間は1人40分以内とさせていただきます。相談したい事柄については、事前に資料を整理し、メモにまとめる等要領よく相談を受けられるように準備しておいてください。

また、内容によっては、資料がないと相談を受けることができない場合があります。関係資料(契約書、地図等)は必ずお持ちください。
- 4 相談の申込に当たっては、連絡先等の情報を提供していただきます。匿名での相談は、お受けできません。

(お預かりした個人情報、群馬県住宅供給公社個人情報保護規程により、適切に取り扱います。)
- 5 相談センターでは、相談者に対して事件の処理を依頼する弁護士を紹介する業務は行っておりません。

相談者が相談担当弁護士に事件処理を依頼することは差し支えありませんが、その場合には相談者の自己のご判断で依頼をしてください。
- 6 この法律相談では、必要に応じ、相談センター職員(建築士、宅建士等の有資格者)が、相談者及び相談担当弁護士の了解を得て、立ち会うことがあります。

ぐんま住まいの相談センター

担当 : 中西、箱田、大崎

TEL : 027-210-6634

FAX : 027-223-9808

URL : <http://www.gunma-jkk.or.jp/consultation/center/>

E-mail : jkk@gunma-jkk.or.jp

2019.04.01